

# 市からの お知らせ

## 「浦添市プレミアム商品券」の発行について

商工業課 産業振興係  
(内線3165)

浦添市では、消費意欲の喚起及び市内事業所の地域経済の活性化を目的に、市内の取扱加盟店で共通して利用できる期間限定の40%のプレミアム付き商品券を発行します。

1セットの券の種類  
1万円で購入(1千円×14枚綴り) ※1万4千円分の買物ができます。(1人1セットまで)

発売枚数 31,405セット

対象者 浦添市内在住者より優先的に販売(商品券が余った場合は、市外在住者にも販売)

販売店舗 市内約20店舗

利用店舗 市内事業所(一覧表に掲載されている取扱加盟店)

販売(申込)方法 予約販売(往復ハガキで応募)  
※予約多数の場合は抽選の上決定)

## ごみの野外焼却禁止について

環境保全課(内線3212)

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法」により、禁止されています。ごみを野外で焼却すると、有害物質を含む煙や悪臭が発生し、洗濯物に臭いが染み付いたり、健康に影響を及ぼすなど、近隣の住民の迷惑となります。ごみは焼却せずに、市が指定する方法により排出してください。ごみの野外焼却があった場合は環境保全課まで連絡ください。

※家庭ごみについては、その地域ごとに市の委託業者が収集します。事業所のごみ収集については市が許可した業者とご相談ください。

事業所ごみ収集運搬のご相談  
浦添市清掃事業協同組合  
(0877-2750)

## 土地区画整理事業の施行地区となる区域を縦覧

土地区画整理組合指導室  
(内線4221)

ただ今浦西駅周辺土地区画整理組合を設立しようとする者から、設立準備のため土地区画整理法第19条第1項に規定する申請がありましたので、公告及び縦覧をします。

申込先及び問い合わせ先  
【6月10日(水)より開設】  
浦添市プレミアム商品券事務局  
コールセンター  
☎ 901-0155  
FAX 901-0170  
※浦添市プレミアム商品券の詳細については、左記ホームページをご覧ください。  
事務局 <http://www.urasee-premium.jp/>  
浦添市 <http://www.city.urasee.lg.jp/docs/2015051200130/>

## 国民健康保険における一部負担金の減免制度について

国民健康保険課  
(内線37133~3715)

市の国民健康保険には、特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合は、一部負担金の減額・免除・徴収猶予を申請できる制度があります。

一部負担金の減免制度とは  
本人が医療機関の窓口で支払う医療費が減額・免除される制度です。入院・外来の保険医療給付費(内科・歯科・調剤)が対象となります。

【減免を受けることができる条件等】

1. 特別な理由  
・震災、風水害、火災、その

## 合併処理浄化槽設置補助金について

環境保全課(内線3211)

浦添市の生活排水は、公共下水道あるいはご家庭の浄化槽により処理されています。「単独処理浄化槽」は、台所・風呂場・洗濯排水などの雑排水を処理することができない為、海や川を汚しています。家庭から出る汚水の全てを処理する「合併処理浄化槽」の普及にご協力ください。

市では、家庭設置の浄化槽で「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に転換する場合、工事費の一部を補助しています。

他これらに類する災害により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または資産に重大な損害を受けたとき

- ・干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- ・事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- ・重篤な疾病または負傷により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または長期入院したとき

## 減免の区分

1. 減免の区分
2. 減免の区分
3. 減免の期間

申請した日から連続して6ヶ月以内

※支払猶予または免除をうけるには、事前に申請をし、

## 補助の対象及び規模

1. 下水道の整備が見込まれない区域及び整備されるまで相当(約7年)の期間を要する区域で、既設の単独処理浄化槽・汲み取り便所から合併処理浄化槽に変更を行う場合を対象となります。
2. 10人槽以下の合併処理浄化槽補助限度額

- ① 5人槽 33万2千円
- ② 6~7人槽 41万1千円
- ③ 8~10人槽 51万9千円

※工事着工後の申請は受付できませんので、事前に環境保全課へ問い合わせください。

## 浄化槽の維持管理について

環境保全課(内線3212)

公共下水道をご利用になっていないご家庭には、浄化槽等が設置されています。浄化槽は、家庭から出る汚水をきれいにする大切な装置です。浄化槽は、定期的に手入れをしなければ機能が低下します。年に1度は「清掃」「汲み取り」及び県に登録されている業者に依頼して浄化機能などの法定検査を受けてください。

市民の生活環境を「汚水」や「悪臭」などで壊さぬよう浄化槽の維持管理に努めましょう。

◆法定検査機関  
(社) 沖縄県環境整備協会

証明書の交付を受ける必要があります。

※自己負担額を医療機関に支払った後で、遡って適用はできませんので事前にご相談ください。

【申請方法】  
申請に必要な物を添えて、国民健康保険課の窓口で申請してください。

収入に関する証明書(給与明細や預金通帳等)

- ・特別な理由に該当することが確認できる書類(罹災証明書や医師の意見書等)
- ・保険証
- ・世帯主の印鑑
- ・本人確認ができるもの

## 国民健康保険税の納付に関するお知らせ

国民健康保険課  
(内線3717~3725)

国民健康保険税をうっかり納付し忘れてしまったことはありませんか。納付は便利な口座振替をご利用ください。皆さまの健康を守る国民健康保険税、安心して医療を受けられるよう期限内に納めましょう。また、国税の納付が困難なときは、早めに国民健康保険課へご相談ください。納期等は7月に届く通知書か市ホームページでご確認ください。

## 私立幼稚園の入園料保育料を補助します(保育所の保育料は対象外です)

学務課(内線6512)

本市では、幼稚園教育の振興のため、私立(県知事認可)幼稚園の入園料・保育料を補助する制度を設けています。これは、満3歳・3.4・5歳児を私立幼稚園に通園させている園児の保護者の所得に応じて、補助するものです。

手続きの時期は6月上旬からの予定です。詳しくは、各幼稚園を通してお知らせ致します。また、詳細は6月8日(月)より市ホームページにて掲載致します。

市民税課  
(内線2211・2212)

6月1日から平成27年度所得関係証明書を請求することが出来ます。

平成27年度所得関係証明書とは平成26年1月1日~12月31日までの所得や税額の内容を証明するものです。自動交付機のご利用も可能です。